



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

吉村 俊一

[はじめに]

副会長に就任して以来、4月1日の第1回執行役員会から始まり、特許庁その他関係機関への挨拶回り、委員会等の立ち上げ、毎月の担当委員会等への出席、常議員会、定期総会、監事会、支部訪問による支部役員との意見交換、その他多くの会務に関わって参りました。この4ヶ月間、慌ただしくもあり、また、日々新たに過ごして参りました。当初は会務のことが四六時中頭から離れず、夢にまで出てくることも何度かありましたが、最近では夢に出てくることはさすがになくなり、多少余裕が出てきたように思います。一方で、副会長としての責任の重さは、日々ますます増してきているように感じています。本年度は、古谷会長二年目ですので、執行役員会一丸となって、やるべきことをしっかりやり遂げる所存です。

以下、執行役員会をご紹介するとともに、担当する機関についてご報告をさせていただきます。私は、総会、常議員会、監事会、外部意見聴取会、会員規律に関する特別委員会、例規委員会、財務委員会、事務所競争力強化ワーキンググループ等を担当しています。なお、担当については、各副会長は会長を補佐すべく、支部、附属機関、委員会、特許庁はじめ各省庁、関係機関等への対応について手分けして担当しています。また、各執行理事は、附属機関と委員会を担当し、副会長を補佐しています。

[執行役員会]

執行役員会は、毎週水曜日に行われ、会長、副会長(8名)、執行理事(11名)の合計20名で構成されています。議案は多岐にわたり、会長が議長になって会務運営に関する種々の案件を審議し、決裁しています。

古谷会長は個々の審議案件について突然名指しで意見や所感を求めてきますので、各副会長や執行理事は全ての審議案件について自ら発言する予定のない場合であっても高い問題意識をもって常に準備していなければなりません。そのため、執行役員会では、質問、意見等が活発で、活気ある雰囲気のもとで審議が進行しています。

また、予定されていた審議事項の審議、決裁が終わった後は、懸案事項についての役員会方針を決めたり、新しい検討事項についての相談をしています。それも終わった後は、個別案件について役員同士で打ち合わせたり、事務局を交えて打ち合わせたりしています。執行役員会の日は、息つく間もなく一日が終わります。

[総会]

総会は、定期総会と臨時総会があり、5月30日に幸田全弘議長のもとで定期総会が行われました。主な議案は、事業報告、決算報告、事業計画、予算等であり、いずれもご承認をいただきました。定期総会では、会則の制定・改廃等の議案はありませんでしたが、今後予定されている会則の制定・改廃等の議案は、臨時総会に上程することを予定しています。

[常議員会]

常議員会は、会長、副会長、常議員、執行理事で構成され、第1回常議員会が4月9日に、第2回常議員会が4月30日に八木秀人議長のもとで行われました。前年度の臨時総会で常議員会に関する会則が改正され、来年度から会長、副会長及び執行理事は常議員会の構成から外れ、議長も常議員会を召集できる等に変更されました。本年度は、来年度からの常議員会を滞

りなく遂行するための審議委員会規則の改正等を行います。

[監事会]

監事会は、10名の監事と、2名の外部監事とで構成され、久保司監事長のもと、毎月1回、執行役員会の会務の執行並びに本会の資産及び会計の状況を監査(会務監査と会計監査)しています。私は、財務担当として、会計状況を説明し、監査していただいています。なお、会務担当は北村修一郎副会長であり、北村副会長から会務状況を説明し、監査していただいています。

[外部意見聴取会]

外部意見聴取会は、会令に則り、日本弁理士会の会務活動や会務運営に関して各界の有識者の皆様から広くご意見をいただくためのものであり、年2、3回程度開催されます。本年度は、第1回を8月末に予定しています。

[会員規律に関する特別委員会]

会員規律に関する特別委員会は、本年度設置された特別委員会であり、丸山英一委員長のもとで検討が進められています。弁理士は、公共性の高い職種であり、国が適正な資質を有する者に限って資格を付与していること、さらには、日本弁理士会が会員を指導・監督する責任や、日本弁理士会に対する社会からの大きな期待に応えるため、弁理士や弁理士制度に対する信頼の向上を図るための措置を講じ、必要に応じて会則、会令等を改正します。具体的には、会員の処分の公表についての検討、綱紀委員会や審査委員会等の委員として外部の学識経験者等を選任することについての検討を進めています。

[例規委員会]

例規委員会は、執行役員会からの諮問を受けて会則等の改廃を行う場合に、例規上問題がないか等を検討する委員会であり、石川憲委員長のもとで進められています。本年度は、既に国外旅費規程の改訂、規定の用語解釈の検討等を審議いただきました。今後、各委員会からの答申を受け、執行役員会から例規委員会に多くの諮問が出される予定です。

[役員制度改革委員会]

役員制度改革委員会は、昨年度、幸田全弘委員長のもとでの役員制度改革が行われました。本年度は休会中ですが、今後必要が生じた場合に再度活動を再開していただく予定です。

[財務委員会]

財務委員会は、高尾裕之委員長のもと、財務全般についての検討を行う委員会です。本年度も複数の諮問事項を検討していただいています。さらに本年度は、予算の柔軟な執行のための検討をしていただく予定です。

[事務所競争力強化ワーキンググループ]

事務所競争力強化ワーキンググループは、山本晃司グループ長のもと立ち上げたワーキンググループです。このワーキンググループは、会員事務所の競争力を強化する方策を検討して会員に提案し、事務所の競争力の強化の取り組みを支援し且つ推進することを目的としています。具体的には、弁理士業務に要するコストの分析、業務報酬の客観的な検討、事務管理の合理化及び効率化のための方策の検討、事務管理人材の強化に関する支援、経営者の意識向上に対する支援、グローバル規模での競争力強化の対応としての国内代理人業務のあり方の検討と提案、海外代理人とのコスト比較と情報発信、等を行います。

[最後に]

我々弁理士には、前年度の産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会の報告書にも記載されていますように、我が国企業のグローバルな事業展開に対する知的財産の側面からの支援と、中小・ベンチャー企業に対する一貫支援等、多方面にわたる貢献が強く期待されており、そうした期待は、本年4月に国会で可決成立した弁理士法一部改正での使命条項の新設として表されました。私たち正副会長及び執行理事は、弁理士に対する期待とその期待に応えるための責任とを十分に理解し、一致協力して会務運営を行って参りますので、今後ともご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以上